○農林水産省令第六十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項中第四十一号を第四十二号とし、第二十六号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　ツラスロマイシン及びその製剤。ただし、一ミリリットル中ツラスロマイシンとして百ミリグラム力価以下を含有する注射剤を除く。

別表第三中第百十三号を第百十四号とし、第六十一号から第百十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。

六十一　ツラスロマイシン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一チルミコシンを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。